

令和4年度山口県献血推進計画

1 目的

この計画は、県内で使用される輸血用血液製剤及び国から割り当てられた原料血漿を確保するため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第10条第4項に基づき、献血について県民の理解を深めるとともに、献血の受入れが円滑に実施されることを目的として策定するものである。

特に、若年層の献血離れが進んでいること、また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、血液事業に支障をきたすおそれがあることから、計画を着実に推進し、血液の確保に努めるものとする。

2 目標量等

県内における輸血用血液製剤の需要動向から予測した確保目標量(10,558L)及び国から割り当てられた原料血漿確保目標量(11,569L)を基に、血液の確保量及び献血者の確保数を次のとおりとする。

目 標	全血献血		成分献血		計
	200mL	400mL	血小板	血 漿	
確保量(L)	60	16,354	1,561	4,152	22,127
確保数(人)	298	40,885	2,752	7,633	51,568

※ 表示単位未満四捨五入で算出しているため、「計」が一致しない場合がある。

3 具体的取組

(1) 広報活動

ア 献血日時、会場、イベント等の情報発信

(ア) SNS(県薬務課、県赤十字血液センター、県学生献血推進協議会)

(イ) ホームページ(県薬務課、県赤十字血液センター)

(ウ) デジタルサイネージ(電子看板)を活用した学内掲示等(高校、大学・専門学校)

(エ) 市町広報紙等

イ 献血運動推進強調月間を中心に、報道機関等の協力を得て実施

(2) 若年層に対する献血思想及び献血体験の普及

ア 献血インフルエンサーの育成及び献血インフルエンサーによる情報発信(献血行動のきっかけづくりの推進及び若年層献血者を増やすための方策の提案)

イ 献血可能年齢未満又は献血未経験者である若年層に対し、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を推進

ウ 献血ルームでの若年層等を対象としたイベントの開催

エ 高校生、大学生(県学生献血推進協議会)の地域献血イベントへの参加(同世代への啓発)

オ 高校文化祭等での献血の啓発、献血セミナー(リモートを含む)及び献血の実施(高校生献血推進ボランティア育成事業)

カ 大学、専門学校での献血セミナー(リモートを含む)及び献血の実施

キ 献血出前講座・講演(リモートを含む)の実施(小学生、中学生対象)

- ク 体重等で400mL献血が困難な場合における、200mL献血の実施(献血経験者の確保)
- ケ 献血推進ポスター・作文の募集(中学生、高校生対象)、献血読本の配布(高校・高専・支援学校高等部1年全員、同学校及び中学校の全学級)
- (3) 団体・事業所における献血の推進
 - ア 献血の現状や課題の周知(地区協議会を活用)
 - イ 個別訪問し、新たな献血協力事業所、献血協力者の確保(特に、若年層(20~30代)の献血を促進)
 - ウ 献血協力事業所の増加に向け、「献血サポーター」への参加推進や献血協力事業所の情報発信
- (4) 400mL献血及び成分(血漿)献血の推進
 - ア 血液製剤の安全性及び有効活用の周知
 - イ 近年、需要が急増している血漿分画製剤の原料となる成分(血漿)献血の周知及び推進(例：学生への成分献血の推進「ガチ☆献」)
- (5) 献血運動推進強調月間におけるイベント等の開催
 - ア 夏期(7月~8月)
 - (ア) 「愛の血液助け合い運動」の実施
 - (イ) 七夕献血イベントの開催
 - イ 冬期(12月~2月)
 - (ア) クリスマス献血キャンペーンの開催
 - (イ) 「はたちの献血」キャンペーンの開催
- (6) 複数回献血者の確保
年間2回以上の献血者増加に向け、献血経験者に対し献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を推進
- (7) 啓発資材の作成と活用
DXを含めた献血推進啓発資材の作成・配布
- (8) 献血協力団体及び個人の表彰
組織的に献血に協力参加、又は献血思想普及のための広報活動等を積極的に実施している献血協力団体及び個人に対し、知事及び県献血推進協議会長表彰を実施
- (9) 地区献血推進協議会活動への支援
県献血推進協議会を通じて、地域住民への啓発の推進
- (10) 市町、健康福祉センターへの協力要請
 - ア 広報紙等を通じた情報発信や献血協力団体の育成など県民への啓発推進の徹底
 - イ 新型コロナウイルス感染拡大時等、献血者減少時における、臨時の献血実施

4 災害時等の対応

- (1) 県、市町及び日本赤十字社山口県支部の連携と、報道機関等の広報などにより、必要な血液を迅速に確保し、円滑な供給を推進
- (2) 緊急時献血協力者「名簿」の作成・整備

5 適正使用の推進

- 医療関係者に対し、国が示した「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」の周知